

200年9月19日



業界初、不担保期間の保険料相当額をペイバック！

がん特約

新発売！

明治生命保険相互会社（社長 金子亮太郎）では、がん罹患した場合の患者ご本人およびご家族の経済的負担を総合的に支援することを目的に、2001年10月2日から「ペイバック」をはじめとする業界初の様々な給付内容を実現した「**がん特約** [積立終身用]」（以下「がん特約」）を発売します。

業界初の給付内容（下記「『がん特約』の主な特長」ご参照）に加え、医療技術そしてがん保険が日々進化する中、生涯一契約で常に最新の保障内容を維持できるよう、アカウント型保険の特約として構成したことが「**がん特約**」の最大の特長です。（この「**がん特約**」は、「ライフアカウント L.A.」および10月2日発売の「メディカルアカウント m.a.」専用特約です。）

「がん特約」は、2001年1月に進化第1弾として発売した「ナーシングケア（介護保障定期保険特約）」に引き続き、「ライフアカウント L.A.」の**進化第2弾**となります。

「がん特約」の主な特長

業界初

業界初その1 不担保期間の保険料相当額を「ペイバック」

従来よりがん保険には、ご契約当初90日間の不担保期間が設定されています。

この、ご契約当初90日間の不担保期間の「がん特約」の保険料相当額を、ご契約後1年経過時に「がん特約」が継続している場合に、給付金としてお支払いします。

業界初その2 より良い治療を求める自助努力を応援する「がん転院給付金」

がんの治療期間中、設備の整った病院への転院、治療方針の相談（「セカンド・オピニオン」）など、より良い治療を求める自助努力を応援する「がん転院給付金」をお支払いします。

業界初その3 「在宅ホスピスケア」にも「がん入院給付金」をお支払い

業界初その4 がんによる長期入院の場合、121日目から「がん入院給付金」を1.5倍にしてお支払い

その他特長 上皮内がんなど軽度のがんも保障

入院給付金は入院1日目から入院日数・支払回数に制限なくお支払い
さらに「がん診断給付金」「がん手術給付金」「がん退院給付金」でフルサポート

当社では、2000年4月2日から、従来わが国の生命保険の中心であった定期付終身保険に代わるまったく新しい保険である「**ライフアカウント L.A.**」を発売しています。発売以来、お客さまから圧倒的なご支持をいただき、2000年度の新契約高（個人保険・個人年金保険）を**前年比55%増**に導く記録的な**大ヒット商品**となり、2001年8月には、販売件数が**100万件を突破**しました。アカウント型保険というカテゴリーの先駆者である「L.A.」は、今やわが国の主力保険商品のデファクトスタンダードとなりつつあります。

業界初の4つの特長

1. 契約日または中途付加日から起算して、1年経過時にこの特約が継続しているときに不担保期間（90日間）の「がん特約」の保険料相当額を「ペイバック」!

当社のがん特約では、すでに多くの保険会社で発売されているがん保険と同様に、ご契約当初90日の間のがんに罹患・診断確定されても給付金が支払われない「不担保期間」を設定していますが、その不担保期間（90日間）の本特約の保険料相当額を1年経過時に給付金としてお支払いします。

がん保険のご契約者を対象にした当社調査（以下「当社調査」）でも、過半数の方（55.0%）が、「責任開始日から90日間はがん罹患・診断確定されても給付金が支払われないこと（不担保期間の存在）を知らない」という結果が出ています。本給付が、保険料の実質負担の軽減につながるとともに、お客さまの不担保期間に対する一層のご理解の一助になればと考えています。

2. 設備の整った病院への転院、治療方針の相談（「セカンド・オピニオン」）などより良い治療を求める自助努力を応援する「がん転院給付金」!

がん闘病期間中に、より良い治療を求めて、設備の整った病院に転院する場合等に、「がん転院給付金」をお支払いすることにより、患者ご本人・ご家族を支援します。

がん診断確定後に、最近、注目を集めている「セカンド・オピニオン」を目的として他の病院を訪れる場合にも、がん転院給付金をお支払いします。

「セカンド・オピニオン」とは、「診断や治療方針について、主治医以外の医師に意見を聞くこと」。米国では、「セカンド・オピニオン」は一般的。わが国でも、当社調査によると約98%の方が、「がんなどの重篤な疾患に罹患した場合『セカンド・オピニオン』の利用を希望している」という結果が出ています。

3. 「在宅ホスピスケア」にも「がん入院給付金」をお支払いします!

がんで余命6ヵ月以内と判断され、かつ、自宅等において、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けている場合（いわゆる「在宅ホスピスケア」）にも、がんによる入院と同様に、がん入院給付金をお支払いします。

がん終末期におけるホスピスケアは、従来、病院で実施されていましたが、近年では医療技術の進歩により在宅でも実施可能となっており、他方、当社調査によると、約8割（79.3%）の方が残された貴重な時間を自宅で過ごすことを希望されています。しかし、これまでは、たとえ、病院における治療と同様の治療を自宅で行なっても入院給付金は支払われなかったため、「残された貴重な時間を自宅で過ごしたいのに経済的に実現が難しい」という患者ご本人・ご家族の声がありました。こうした問題を解決するために、当社では、がんによる在宅ホスピスケアを受けた場合にも、がん入院給付金を支払うこととしました。

4. がんによる入院が長期にわたる場合、121日目から以後の入院1日について、がん入院給付金日額を1.5倍にしてお支払いします！《がん長期入院加算》

入院が長期化すると医療費をはじめとする支出が大きくなるばかりか、収入も減少し、また、患者ご本人のみならず、看病されている方々の生活費の確保も困難となるケースがあります。当社調査でも約9割（88.9%）の方が、入院が長期にわたる場合の保障の強化を望んでいます。このようなお客さまの声にお応えし、がんによる入院が長期にわたる場合、121日目から以後の入院1日について、がん入院給付金日額を1.5倍にしてお支払いします。

5. 幅広い保障を提供

上皮内がんなどの軽度のがんから、すべてのがんを保障します。

がん入院給付金は入院1日目から、入院日数・支払回数に制限なくお支払いします。

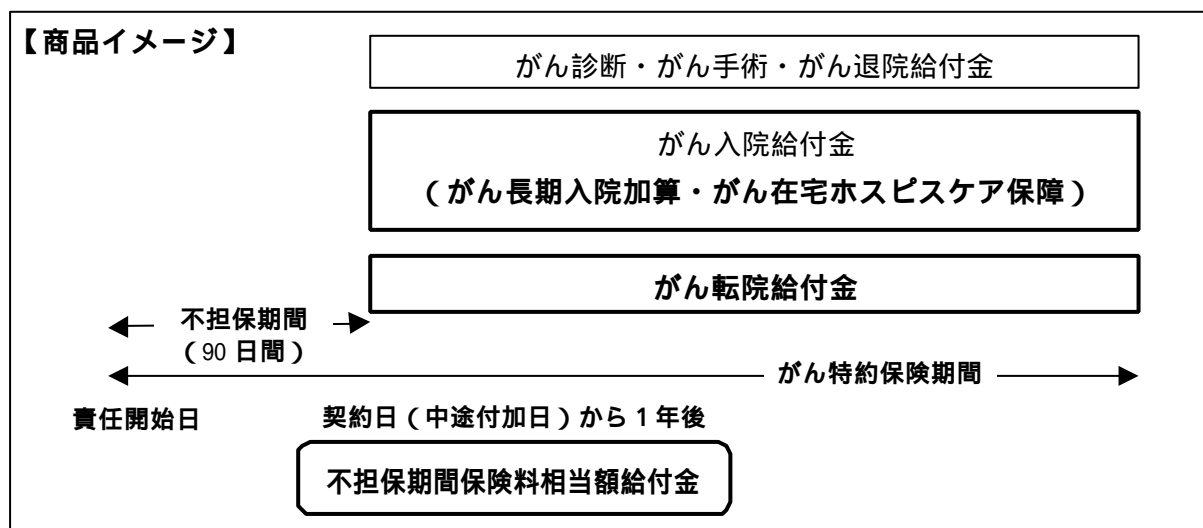
さらに「がん診断給付金」「がん手術給付金」「がん退院給付金」でフルサポート

「ライフアカウント L.A.」は、お客さまのそれまでの生命保険に対するご不満を徹底的に調査し、不満をすべて解決するというスタンスで開発された商品ですが、こうした「お客さま本位」の姿勢は、その後のナーシングケア（業界初の公的介護保険連動型）そして今回のがん特約の開発にも一貫するものです。

これからもアカウント型商品によるライフステージに応じた最適な生活保障のご提供を通じて、自助努力社会における積極的な役割発揮と生命保険事業に対する社会的信頼の向上に取り組んでまいります。

基本的な仕組み

- ・特約保険期間中に、被保険者が、がんに罹患・診断確定されたとき、あるいは、がんの治療を受けることを目的として転院・入院・手術・退院等されたとき、がん診断給付金・がん転院給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・がん退院給付金をお支払いします。
- ・契約日または中途付加日から起算して、1年経過時にこの特約が継続しているときに不担保期間保険料相当額給付金をお支払いします。



保険料例

《がん入院給付金日額 1 万円の場合》

保険料（男女共通）月掛（口座振替料率） 保険期間 10 年

契約年齢	特約保険料
30 歳	1,267 円
40 歳	1,849 円
50 歳	3,155 円

主なお取り扱い

ア．付加できる保険種類

「ライフアカウント L.A.」および「メディカルアカウント m.a.」

「メディカルアカウント m.a.」は通信販売でも取り扱っています。

イ．契約年齢範囲

12 歳～70 歳

ウ．がん入院給付金日額の上限と単位

40,000 円以下（100 円単位）

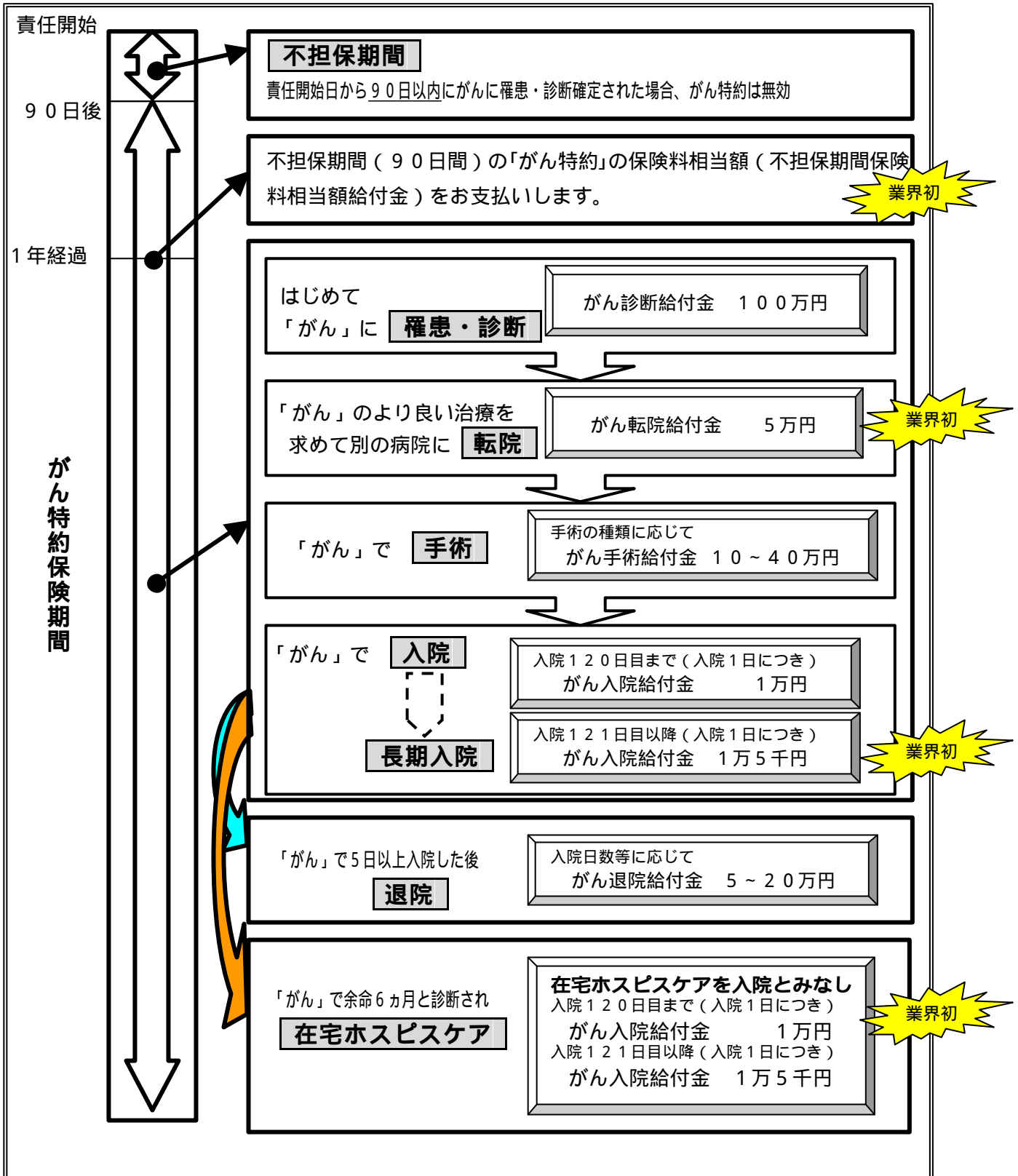
エ．給付事由

給付金種類	お支払事由	給付金額	お受取人
がん診断給付金	はじめて悪性新生物（がん）に罹患し、医師により診断確定されたとき	がん入院給付金日額 × 100	被保険者
がん転院給付金	より良い治療を受けるために、がん診断給付金の支払事由に該当した日から 180 日以内に、がん診断給付金の支払事由に該当した際とは別の病院へ悪性新生物の治療を目的とした入院または通院をしたとき	がん入院給付金日額 × 5	
がん入院給付金	がんを直接の原因とする治療のために入院されたとき ただし、がんで余命 6 ヶ月以内と診断され、在宅ホスピスケアを継続して受けている場合も入院しているものとみなします	入院日数 120 日目まで がん入院給付金日額 × 入院日数 《長期入院加算》 入院日数 121 日目以後 がん入院給付金日額 × 120 日 + がん入院給付金日額 × 1.5 × (入院日数 - 120 日)	
がん手術給付金	がんの治療を直接の目的とした手術を受けられたとき	がん入院給付金日額 × 10・20・40	
がん退院給付金	がんによる継続した 5 日以上入院をした後退院されたとき	がん入院給付金日額 × 5・10・20	
不担保期間保険料相当額給付金	1 年経過時に本特約が継続しているとき	1 年経過時の本特約の保険料 (年掛は、1 / 12、半年掛は、 1 / 6 を乗じた金額) × 3	契約者

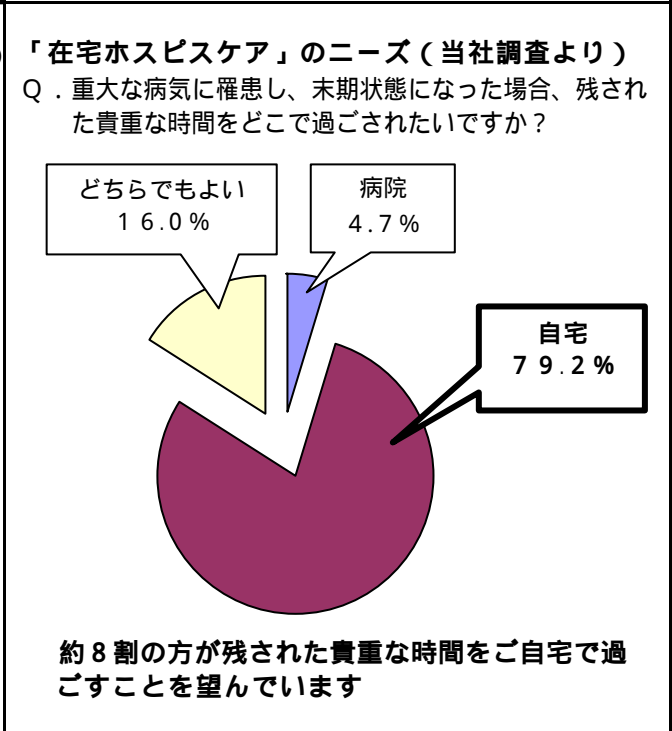
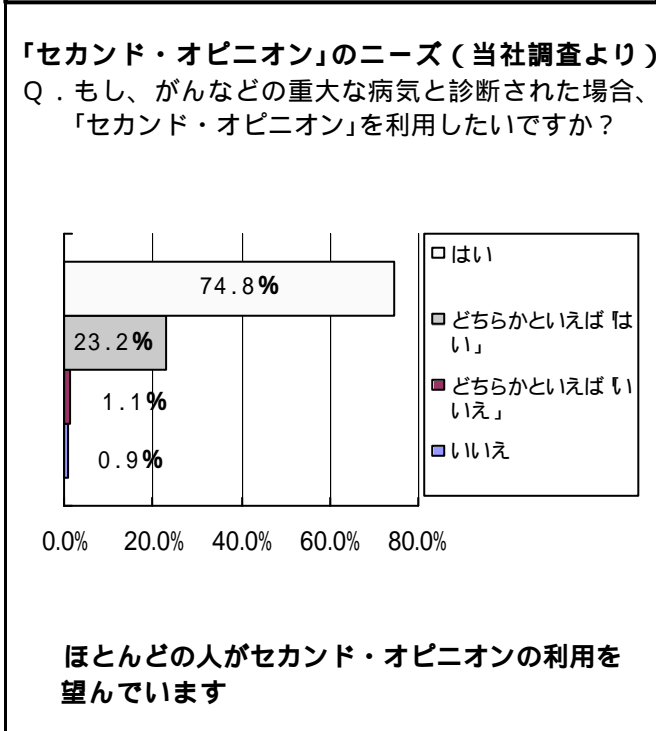
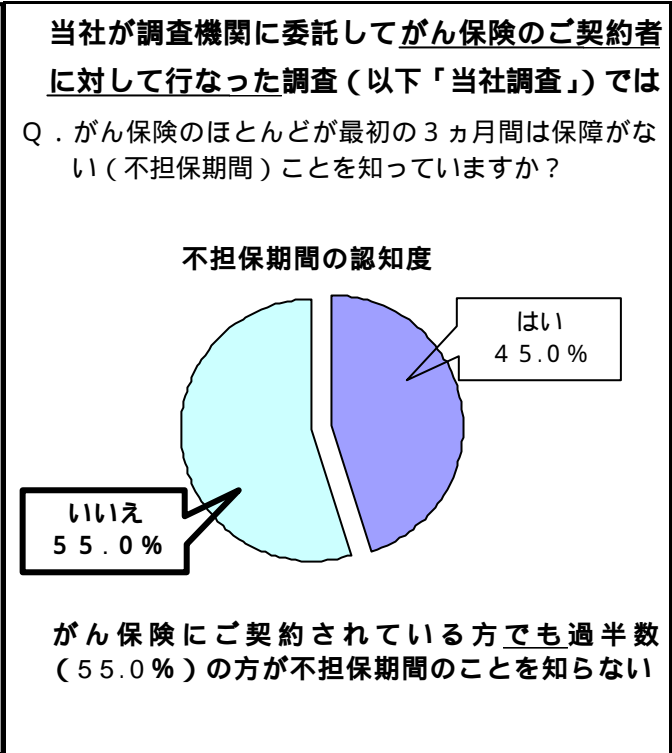
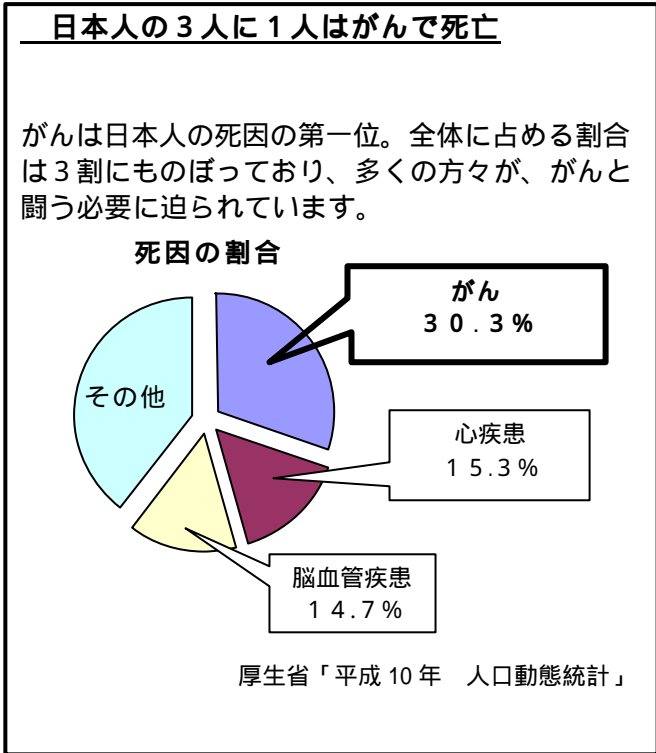
責任開始日から 90 日以内にがんに罹患・診断確定された場合、がん特約は無効となります。

保障イメージ

《がん入院給付金日額 1万円の場合》



ご参考データ



《当社調査概要》

- ・調査方法：インターネットでのアンケート
- ・調査時期：2000年4月
- ・調査対象：20～59歳のがん保険加入者

以上